

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業者）
基準確認シート
（令和3年4月基準）

指定家事支援型訪問サービス

事業所名称 _____

所在地 _____

電話番号 _____

記入者名 _____

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

基準確認シートについて

1 趣旨

利用者に適切な指定家事支援型訪問サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる ・ いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる ・ いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

○ 法	… 介護保険法（平成9年法律第123号）
○ 施行令	… 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
○ 施行規則	… 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
○ 要綱	… さいたま市家事支援型訪問サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱
○ 指定等要綱	… さいたま市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱
○ 平30保長介1338	… さいたま市介護予防訪問介護サービス・さいたま市家事支援型訪問サービスの基準について（平成30年7月13日保長介第1338号さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課長通知）
○ 平29ガイダンス	… 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日個情第534号個人情報保護委員会・厚生労働省連名通知）

電磁的方法について

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ当により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。

ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。

イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。

※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「平29ガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

第1号事業者基準確認シート 目次

一 基本方針	1
二 人員に関する基準	2
三 設備に関する基準	4
四 運営に関する基準	5
五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	13
六 変更の届出	16

一 基本方針

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 い る ・ い ない	要綱 第3条第1項
	② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 い る ・ い ない	要綱 第3条第2項
	③ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 い る ・ い ない	要綱 第3条第3項
	④ 事業者は、介護予防訪問介護サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 い る ・ い ない	要綱 第3条第4項
2 基本方針	○ 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、買い物支援、調理、洗濯等の家事支援型訪問サービスを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 い る ・ い ない	要綱 第5条

二 人員に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 従業者の員数 (1) 介護従業者等の員数	① 事業所ごとに利用者の数に応じて必要数の介護従業者等及びサービス提供責任者を置いていますか。 いる ・ いない	要綱 第6条第1項
	② 介護従業者等は、次のいずれかに定める者となっていますか。 ア 介護福祉士 イ 看護師等(看護師、准看護師) ウ 介護員養成研修の介護職員基礎研修課程、1級課程又は2級課程を修了した者 エ 介護保険法施行前にウの研修に相当する研修を修了した者(別表1) いる ・ いない	法第8条第2項 施行令第3条 施行規則 第22条の23
(2) サービス提供責任者	① 常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としていますか。 いる ・ いない ※ 上記の利用者の数は前3月の平均値を用います。この場合、前3月の平均値は、暦月ごとの実利用者の数を合算し、3で除して得た数とします。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により利用者の数を推定するものとします。	要綱 第6条第3項 要綱 第6条第4項
	② サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者ですか。 いる ・ いない ※ その他厚生労働大臣が定める者 ア 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十条第二項第二号の指定を受けた学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者 イ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第二十五号)による改正前の介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程又は一級課程を修了した者 ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第五条第二項に規定するサービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第三十九條の二に規定する共生型訪問介護の提供に当たる者に限る。)	要綱 第6条第5項 平成24年厚生労働省告示第118号

	<p>③ 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定家事支援型訪問サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合又は家事支援型訪問サービスを単独で実施している場合にあつては、当該指定家事支援型訪問サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上としていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定家事支援型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、家事支援型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第68号。以下「指定居宅サービス条例」という。）第1項から第4項まで又はさいたま市介護予防訪問介護サービスの人員、設備及び運営に関する要綱（平成29年さいたま市告示第511号。以下「介護予防訪問介護サービス要綱」という。）第6条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、指定家事支援型訪問サービス事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 	<p>要綱 第6条第6項</p> <p>要綱 第6条第7項</p>
<p>2 管理者</p>	<p>○ 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業所の管理上支障がない場合は、事業所内の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。</p>	<p>要綱 第7条</p>

三 設備に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
設備及び備品等	① 事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画を設けていますか。 いる ・ いない	要綱 第8条第1項
	② サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 いる ・ いない	
	・ 指定家事支援型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、家事支援型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業又は介護予防訪問介護サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス条例第8条第1項又は介護予防訪問介護サービス要綱第8条第1項に規定する設備に関する基準（上記の①から②）を満たすことをもって、家事支援型訪問サービス事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。	要綱 第8条第2項

四 運営に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 提供の開始に当たっての説明及び同意	<p>○ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項には次の内容が挙げられます。</p> <p>ア 運営規程の概要 イ 従業者の勤務体制 ウ その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p>※ 利用申込者又は家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することができます。 この場合において、事業者は文書を交付したものとみなします。</p>	要綱 第9条第1項・第2項
2 提供拒否の禁止	<p>○ 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	要綱 第10条
3 サービス提供困難時の対応	<p>○ 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、指定介護予防支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>★ 通常の事業の実施地域 → 事業所が通常時にサービスを提供する地域</p>	要綱 第11条
4 受給資格等の確認	<p>① サービスの提供を求められた場合は、被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び有効期間、負担割合並びに基本チェックリストの実施等の有無を確かめていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第12条第1項
	<p>② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第12条第2項
5 要支援認定認定の申請又は基本チェックリストの実施等に係る援助	<p>① サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者又は基本チェックリストの実施等をしていない利用申込者については、要支援認定の申請又は基本チェックリストの実施等が既に行われているかどうかを確認し、当該申請又は基本チェックリストの実施等が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請又は基本チェックリストの実施等が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p>	要綱 第13条第1項

	い る ・ い ない	
	② 介護予防支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。	要綱 第13条第2項
	い る ・ い ない	
6 心身の状況等の把握	○ サービスの提供に当たっては、指定介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	要綱 第14条
	い る ・ い ない	
7 指定介護予防支援事業者等との連携	① サービスを提供するに当たっては、指定介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	要綱 第15条第1項
	い る ・ い ない	
	② サービスの提供の終了に際しては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに、指定介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	要綱 第15条第2項
	い る ・ い ない	
8 第1号事業支給費の支給を受けるための援助	○ サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令という。」）第83条の9各号（介護予防サービス費の支給の要件）及び基本チェックリストの実施等を行った者のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。	要綱 第16条
	い る ・ い ない	
9 介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供	○ 介護予防サービス計画又は介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿ったサービスを提供していますか。	要綱 第17条
	い る ・ い ない	
10 介護予防サービス計画等の変更の援助	○ 利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	要綱 第18条
	い る ・ い ない	
11 身分を証する書類の携行	○ 介護従業者等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	要綱 第19条
	い る ・ い ない	

12 サービスの提供の記録	① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者にとって代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準じる書面に記載していますか。 い る ・ い ない	要綱 第20条第1項
	② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 い る ・ い ない	要綱 第20条第2項
13 利用料等の受領	① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、家事支援型訪問サービス基準額から第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 い る ・ い ない	要綱 第21条第1項
	② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、家事支援型訪問サービス基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 い る ・ い ない	要綱 第21条第2項
	③ ①・②のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において家事支援型訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 い る ・ い ない	要綱 第21条第3項
	④ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 い る ・ い ない	要綱 第21条第4項
14 サービス提供証明書の交付	○ 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 い る ・ い ない	要綱 第22条
15 同居家族に対するサービス提供の禁止	○ 介護従業者等に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせていませんか。 い る ・ い ない	要綱 第23条
16 利用者に関する市への通知	○ 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。	要綱 第24条

	<p>ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>イ 偽りその他不正の行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	
17 緊急時等の対応	<p>○ 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第25条
18 管理者及びサービス提供責任者の責務	<p>① 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第26条第1項
	<p>② 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第26条第2項
	<p>③ サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行っていますか。</p> <p>ア サービスの利用の申込みに係る調整をすること。</p> <p>イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。</p> <p>ウ 介護予防支援事業者に対し、サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。</p> <p>エ サービス担当者会議への出席等により、指定介護予防支援事業者等と連携を図ること。</p> <p>オ 介護従業者等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。</p> <p>カ 介護従業者等の業務の実施状況を把握すること。</p> <p>キ 介護従業者等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。</p> <p>ク 介護従業者等に対する研修、技術指導等を実施すること。</p> <p>ケ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第26条第3項
19 運営規程	<p>○ 運営規程に次の事項を定めていますか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>エ サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>オ 通常の事業の実施地域</p> <p>カ 緊急時等における対応方法</p> <p>キ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>ク ア～キのほか、運営に関する重要事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第27条

<p>20 勤務体制の確保等</p>	<p>① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第28条第1項</p>
	<p>② 事業所ごとに、その事業所の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第28条第2項</p>
	<p>③ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第28条第3項</p>
	<p>④ 事業者は、適切な家事支援型訪問サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第28条第4項</p>
<p>21 業務継続計画の策定等</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する家事支援型訪問サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 業務継続計画は、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更してください。</p>	<p>要綱 第28条の2第1項</p>
	<p>② 介護従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第28条の2第2項</p>
<p>22 衛生管理等</p>	<p>① 介護従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第29条第1項</p>
	<p>② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第29条第2項</p>
	<p>③ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>ア 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防水のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について介護従業者等に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該事業所における感染症の予防及びまん延の母子のための指針を整備すること</p> <p>ウ 介護従業者等に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第29条第3項</p>

	※ アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。	
23 掲示	○ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 い る ・ い ない ※ 事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。	要綱 第30条
24 秘密保持等	① 従業員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。 い ない ・ い る	要綱 第31条第1項
	② 従業員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。 い る ・ い ない	要綱 第31条第2項
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 い る ・ い ない	要綱 第31条第3項
	④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 い る ・ い ない	個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号) 平29ガイダンス
25 広告	○ 広告の内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 い ない ・ い る	要綱 第32条
26 指定介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	○ 指定介護予防支援事業者又はその従業員に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 い ない ・ い る	要綱 第33条
27 不当な働きかけの禁止	○ 介護予防サービス計画等の作成または変更に関し、介護支援専門員又は被保険者に対して、必要のないサービスを位置付けるようもとめることその他不当な働きかけを行っていませんか。 い ない ・ い る	要綱 第33条の2
28 苦情処理	① 提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 い る ・ い ない	要綱 第34条第1項

	<p>② 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第34条第2項
	<p>③ 市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第34条第3項
	<p>④ 市からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第34条第4項
	<p>⑤ 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第34条第5項
	<p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第34条第6項
29 地域との連携等	<p>① 提供したサービスに関する利用者又は家族からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第35条第1項
	<p>② 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して家事支援型訪問サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	要綱 第35条第2項
30 虐待の防止	<p>① 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について介護従業者等に周知徹底を図ること</p> <p>イ 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること</p> <p>ウ 介護従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること</p> <p>エ ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ アの委員会については、テレビ電話等を活用して行う事ができるものとします。</p>	要綱 第35条の2

31 事故発生時の対応	① サービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、指定介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 い る ・ い ない	要綱 第36条第1項
	② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 い る ・ い ない	要綱 第36条第2項
	③ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 い る ・ い ない	要綱 第36条第3項
32 会計の区分	○ 事業所ごとに経理を区分するとともに、家事支援型訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 い る ・ い ない	要綱 第37条
33 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 い る ・ い ない	要綱 第38条第1項
	② 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、完結の日から5年間保存していますか。 ア 家事支援型訪問サービス計画 イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 利用者に関する市への通知に係る記録 エ 苦情の内容等の記録 オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 い る ・ い ない	要綱 第38条第2項

五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

項目	確認事項	根拠法令
1 家事支援型訪問サービスの基本取扱方針	① 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。 いる ・ いない	要綱 第39条第1項
	② 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 いる ・ いない	要綱 第39条第2項
	③ 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 いる ・ いない	要綱 第39条第3項
	④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 いる ・ いない	要綱 第39条第4項
	⑤ 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 いる ・ いない	要綱 第39条第5項
2 家事支援型訪問サービスの具体的取扱方針	① 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 いる ・ いない	要綱 第40条第1項第1号
	② サービス提供責任者は、①の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、家事支援型訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した家事支援型訪問サービス計画を作成していますか。 いる ・ いない	要綱 第40条第1項第2号
	③ 家事支援型訪問サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成していますか。 いる ・ いない	要綱 第40条第1項第3号
	④ サービス提供責任者は、家事支援型訪問サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 いる ・ いない	要綱 第40条第1項第4号

<p>⑤ サービス提供責任者は、家事支援型訪問サービス計画を作成した際には、当該家事支援型訪問サービス計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第40条第1項第5号</p>
<p>⑥ 家事支援型訪問サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第40条第1項第6号</p>
<p>⑦ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第40条第1項第7号</p>
<p>⑧ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第40条第1項第8号</p>
<p>⑨ サービス提供責任者は、家事支援型訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該家事支援型訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第40条第1項第9号</p>
<p>⑩ 家事支援型訪問サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該家事支援型訪問サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>★ モニタリング → 家事支援型訪問サービス計画の実施状況の把握</p>	<p>要綱 第40条第1項第9号</p>
<p>⑪ サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第40条第1項第10号</p>
<p>⑫ サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて家事支援型訪問サービス計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第40条第1項第11号</p>
<p>⑬ 家事支援型訪問サービス計画を変更する場合も、①～⑩に沿って行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>要綱 第40条第1項第12号</p>

<p>3 家事支援型訪問サービスの提供に当たっての留意点</p>	<p>○ 家事支援型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>ア サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、家事支援型訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。</p> <p>イ 自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。</p> <p>★ アセスメント</p> <p>→さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例（平成26年さいたま市条例第88号）第32条第7号に規定するアセスメントをいう。</p>	<p>要綱 第41条第1項第1号</p>
----------------------------------	---	--------------------------

六 変更の届出

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
	① 次の事項に変更があったときは、10日以内にさいたま市長に届け出ていますか。 ア 事業所の名称 イ 事業所の所在地 ウ 事業者（法人）の名称、及び主たる事務所の所在地 エ 代表者の氏名、生年月日及び住所 オ 登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。） カ 事業所の建物の構造、専用区画等 キ 管理者の氏名、生年月日及び住所 ク サービス提供責任者の氏名及び住所 ケ 運営規程 コ 事業の実施形態、併設施設の状況等（一体型・単独型） いる ・ いない	指定等要綱 第3条第2号
	② 休止した事業を再開したときは、10日以内に、再開届出書をさいたま市長に届け出ていますか。 いる ・ いない	
	③ 事業を廃止又は休止しようとするときは、次の事項を、廃止又は休止の日の1月前までに、さいたま市長に届け出ていますか。 ア 廃止又は休止しようとする事業所	指定等要綱 第6条
	イ 廃止又は休止しようとするサービス種類 ウ 廃止・休止の別 エ 廃止又は休止しようとする年月日 オ 廃止又は休止しようとする理由 カ 現にサービスを受けている者に対する措置 キ 休止の場合は、予定期間 いる ・ いない	指定等要綱 第5条第1項
	④ 事業の廃止又は休止の届出をしたときは、廃止又は休止日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、介護予防支援事業者等、他の指定1号事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。 いる ・ いない	
		指定等要綱 第5条第2項

別表 1

	資格・要件等	証明書等	研修名 (証明を所管する機関)	研修等の実施時期
1	さいたま市地域の担い手養成研修終了者で指定訪問介護事業者等(※1)による「所定の研修(※2)」を終了した者	地域の担い手養成研修修了証並びに指定訪問介護事業者等が交付する身分証明書	地域の担い手養成研修(さいたま市) 所定の研修(地域の担い手養成研修修了者を雇用する指定訪問介護事業者等)	平成28年度～
2	訪問介護員養成研修3級課程修了者	訪問介護員養成研修3級課程修了証		～平成21年3月まで
3	介護に関する入門的研修修了者	介護に関する入門的研修修了証(基礎講座及び入門講座)	入門的研修(基礎講座及び入門講座)	平成30年度～

※1 指定訪問介護事業者等とは、次の事業者とする。

- ① 指定訪問介護事業者、指定介護予防訪問介護事業者
- ② 指定介護予防訪問介護サービス事業者
- ③ 指定家事支援型訪問サービス事業者

※2 所定の研修については、サービス提供責任者により、次の内容を実施すること。

- ① 家事支援型サービスにおける介護従業者の役割等について(概ね4時間程度、配分は事業所ごとに行う)
 - ・訪問介護員・介護従業者の役割
 - ・訪問介護員の職業倫理(利用者の意向尊重等)
 - ・個人情報保護と守秘義務
 - ・訪問時の接遇及びマナー(服装・身だしなみ等)
 - ・企業理念
- ② 家事支援型訪問サービスの業務内容(概ね4時間程度、配分は事業所ごとに行う)
 - ・生活援助(掃除、洗濯、買い物、調理)の内容について
 - ・訪問サービス記録と書き方
 - ・緊急時対応
- ③ 同行訪問(必要数)
 - ・利用者との顔合わせ
 - ・買い物の行先の確認
 - ・掃除の仕方
 - ・調理の仕方
 など実践を交えて業務を習得する。

(留意事項)

同行訪問の(必要数)とは、利用者、及び利用者の状態によって支援方法が異なるため、従事者の不安等がある程度解消されるまで(従事者自身の能力等に応じて)実施すること。